

職場におけるハラスメントの紛争・就活ハラスメントの紛争

説明(対A)

ハラスメントADRセンター
Aの申立て

受理

代表理事
案件精査

【6条1号関係】

例①企業の使用者とその従業員の間におけるハラスメントの紛争

例②企業の使用者と就職活動中の学生の間におけるハラスメントの紛争(第1章第2条)

説明【法14条関係】(第4章第17条)

・説明者:受付担当者 事務所ではパソコン画面利用

・電話による場合は説明書を郵便又は電子メールで送付

【法6条8号、15号関係】

・申立書提出(第4章第18条)

・申立手数料10万円(税別)銀行振込

(ハラスメントADRセンター費用報酬規定第4条)

相手方への通知・確認

【法6条9号、6号関係】

・申立書写し、確認書面、答弁書様式郵送

(配達証明郵便)

(第4章第21条)

第1回期日指定

センター長

指名

【法6条2号、3号関係】

(第3章第14条・第15条)

Aに連絡

(電話・普通郵便)

【法6条6号関係】

調停人リスト

・村寄 要(代表理事・センター長)

調停人

相手方B

説明(対B)

説明【法14条関係】

(第4章第17号)

応諾

公正な手続実施を妨げるおそれのある場合【法6条3号関係】
(第2章第8条)

実質的支配者等、子会社等を当事者とする紛争【法6条4号関係】
(第4章第23条・第24条・第25条・第26条・第27条・第28条)

【法6条8号関係】

答弁書提出

(第4章第18条)

第3章調停者候補者

弁護士の助言措置【法6条5号関係】

(第2章第13条)

・連絡対応型、中断留保型の併用

手続きの進行

【法6条7号関係】

(第4章第31条)

第1回期日

於:大阪・本町カウンセリングルーム

調停人丙

於:ビデオ通話・オンライン調停

(交互面接又は同席調停)

第2回期日指定

期日手数料 各1万円(税別)

【法6条15号関係】

・(ハラスメントADRセンター

費用報酬規定第5条)

第M回期日指定

必要に応じ

・現地調停(第4章第29条第5項)

・成立手数料(ハラスメントADRセンター費用報酬規定第6条)

【法6条15号関係】

第N回期日指定

手続き実施者による終了

【法6条13号関係】

(第4章第36条・第37条)

Aの取下げ

Bの離脱

当事者による

手続きの終了

【法6条12号関係】

(第4章第34条・第35条)

合意(和解)成立

和解契約書作成

(第4章第33条)

打ち切り

通知(対A・B)

配達証明郵便【法6条6号関係】

(第4章第19条第3項・第21条・

第22条第4項・第33条第5項・第

34条第5項)